

打出のこづち



打出きよふみ事務所

〒920-0942 金沢市小立野3丁目23-27 近藤ハイツ1階

TEL 076-260-1655 / FAX 076-209-6715 Eメール: info@uchidekiyofumi.com

県議会予算委員会

9月26日の予算委員会において、18回連続で議場での発言の機会をいただき、「戦略的広報」「県立図書館」「性の多様性に関する理解増進条例」について、発言させていただきました。

昨年度の県立図書館来館者数は、100万人を超えました。図書館としては珍しく交流エリアやキッズスペースを備え、幅広い層の方が楽しめますので、皆さま、ぜひご利用ください。

戦略的広報について

Q1 戦略的広報を推進するにあたり、なぜ内部人材ではなく、公募により戦略広報監を配置したのか。

A. 庁内の広報活動を統括的に牽引していくには、多様なメディアに関する高い知見や、国内外のマスメディアとの幅広いネットワーク、災害や危機管理の分野での幅広い知見などを有する経験豊富な人材が必要と考え、外部から公募し選考の結果、任命した。

Q2 6月補正予算で「広報・広聴機能の充実」に1,800万円が計上されたが、AI石川県知事デジヒロシの立ち上げに要したイニシャルコストと、今後の維持に要するランニングコストを聞く。

A. 生成 AI を活用した動画制作システムの開発などのイニシャルコストが 344 万円余、システムの使用料や反響の分析などのランニングコストが 891 万円となっている。

Q3 戦略広報監として 3 年間の任期内に達成したいことは何か。

A. 多くの職員と成功体験を積み重ねることにより、石川県庁に広報ノウハウと広報マインドがしっかりと根づいて、任期終了後も引き継がれていくことが目標である。



一問一答形式の予算委員会で馳知事の答弁に耳を傾ける

県立図書館について

Q1 今後も魅力ある図書館づくりを進めるために、資料費予算額の水準を維持していただきたいと思うがいかがか。

A. 今年度の予算規模は全国トップレベルとなっており、魅力ある図書館づくりのため、文学、実用書、児童書などから専門的な資料まで幅広く収集することはもとより、とりわけ石川の伝統文化や里山里海、生物文化多様性に関する図書は、石川コレクションとして充実した集積を図ることとしており、今後とも必要な予算を確保できるように努めてまいりたい。

Q2 金沢市や美大とも連携した多彩なイベントの開催や、金沢ふらっとバスの延伸など交通アクセスの向上を含めてさらなる魅力向上を図り、今年度からは来館者日本一の石川県立図書館が定着するよう取り組んでいただきたいと思うが、知事の思いを聞く。

A. 石川県成長戦略において、来館者年間 120 万人というさらに高い目標を掲げたところであり、文化立県・石川の知の殿堂として、より多くの人に親しみ、楽しんでいただける施設となるように、引き続き様々な工夫を凝らしながらさらなる魅力の向上に取り組んでまいりたい。また、公共交通、バスの路線についても、小立野のほうから東部環状道路に抜ける道も開通したところであり、より一層工夫し金沢市とも連携して取り組んでまいりたい。

性の多様性に関する 理解増進条例について

Q1 条例の必要性や意義について、今後どのような方法で普及啓発に取り組むことが戦略的広報として有効な手段と考えているか。

A. 幅広い県民の方を対象とした理解促進のためのセミナーを開催するほか、知事が県民と双方向のコミュニケーションを図るためのタウンミーティングなどの開催を予定している。また、新聞やテレビなどのマスコミ、SNSなど、県の広報媒体を効果的に活用して情報発信を行ってまいりたい。

Q2 パブリックコメントに関して、同一のFAX番号や同じ文面での反対意見が寄せられたとの報道があったが、組織的と思われる反対意見はどの程度寄せられたのか。また県外からの意見はどの程度か。

A. ご意見のあった434人のうち、県外からは75人、また、同一のFAX番号から複数の人の意見をまとめて一度に送信してきたものが8組47人で、個別に意見を送ってきたものの文面が全く同じものが4組15人あった。

お住まいの地域で
困ったことはございませんか？

〔解決事例〕

横断歩道のカラー化

地元にお住まいの方から「県立図書館が完成して以降、子どもたちの通学路でもある石引・野田線の交通量が増加し、道路を横断する際の危険が増している」とのご連絡をいただきました。

町会長さんにもご相談し、石川県警察に住民の声を届けたところ、現場を確認いただき、道路管理者とも協議の上、横断歩道2か所を緑と白にカラー化していただきました。

地域でお困りのこと、
お気軽にご連絡ください！



受付フォームはこちら

Q3

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が6月23日に施行されたが、法施行前と比較して、県内の風呂やトイレなど男女別の施設において、女性や子供の権利や安全が侵害される犯罪は増加したのか。

A. 男性用と女性用が区別された施設における女性や子供の権利や安全が侵害された犯罪の統計は特にないが、公共施設や店舗等に設置されているトイレに無断で侵入し、建造物侵入罪を適用した事件について、令和4年中は13件、令和5年は8月末現在で9件を認知しており、理解増進法が施行された本年6月以降は1件を認知している。

Q4

条例提案に向けた課題として「議会や県民の理解をいただける状況づくりが必要」とのことだが、具体的にどういった状況を指しているのか。

A. 議論が尽くされることが大事であり、多くの県民の皆様がこの問題を社会全体の課題として認識していただき、自ら考え、ご意見を言っていただきたい。

Q5

12月議会には必ず条例案を上程いただきたいと思うが、知事の決意を聞く。

A. 条例は必要との認識のもと、12月議会での提案をめざしているが、まずはそうした環境が整うように、国の動向を注視しつつ、普及啓発等にしっかりと取り組んでまいりたい。

県議会予算委員会の録画映像を
こちらで視聴することが可能です。
ぜひご覧ください。



補修前



補修後

